

令和5年第1回三鷹市議会定例会提出議案概要その2

番 号	件 名 及 び 内 容
1	<p data-bbox="373 488 1410 568">三鷹市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p data-bbox="373 672 1410 891">           1 職員の派遣先団体の追加            職員の派遣先団体に特定非営利活動法人Mitakaみんなの防災を追加することとした。            2 施行期日            令和5年4月1日         </p>
2	<p data-bbox="373 999 922 1034">三鷹市市税条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p data-bbox="373 1137 1410 2002">           1 固定資産税関係            (1) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置の創設            マンション管理の適正化の推進に関する法律に基づき、市から助言・指導を受けた一定の要件を満たすマンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までに実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額の減額の特例割合を3分の1とすることとした。            2 軽自動車税関係            (1) 種別割のグリーン化特例の延長            車体の種別、排気量等に応じて課する種別割のグリーン化特例について、その適用期限をア(ア)及びイは3年延長し、令和8年度(現行:令和5年度)までとし、ア(イ)は2年延長し、令和7年度(現行:令和5年度)までとすることとした。            ア 営業用乗用車(ガソリン軽自動車に限る。)            (ア) 税率を概ね100分の50軽減する措置            (イ) 税率を概ね100分の25軽減する措置            イ 上記以外の軽自動車の税率を軽減する措置         </p>

	<p>3 その他規定を整備することとした。</p> <p>4 施行期日 令和5年4月1日</p>
3	令和5年度三鷹市一般会計補正予算（第1号）